

公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第二条 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第六条を削り、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

別表中「第八条」を「第七条」に改め、同表第二号を削る。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 前条の規定による改正前の構造改革特別区域法施行令第六条第一項の規定により読み替えて適用される公有地の拡大の推進に関する法律施行令第七条第三項の規定に基づく賃貸の事業に係る賃貸借契約を締結した土地開発公社は、当該賃貸借契約の効力の存する間は、引き続き、当該賃貸借契約に係る土地を賃貸する事業を行うことができる。